

「2023 年の税務調査・徴税マスタープラン」の重点産業分野と重点検証課税概念・行為

1. 重点産業分野

- (1) 鉄鋼業
- (2) 食品産業
- (3) 自動車産業
- (4) 飲料・たばこ
- (5) 商業
- (6) 建設業
- (7) 電子産業
- (8) エネルギー
- (9) 娯楽産業
- (10) 製薬業
- (11) 鉱業
- (12) 不動産業
- (13) 金融業
- (14) 証券取引
- (15) 通信
- (16) 観光/ホテル

2. 検証を強化する課税概念・納税者の租税回避行為

- (1) 税金の不正な還付申請
- (2) 炭化水素・燃料のサプライチェーン
- (3) 生産サービス特別税 (IEPS) の仮払い控除
- (4) 民間年金積立、個人所得税の非課税項目、専門人材派遣における不正
- (5) 付加価値税 (IVA) の税率 0%・免税対象行為、一時輸入
- (6) 輸入申告におけるアンダーバリュー、貿易協定の不正な活用
- (7) IVA-IEPS 保税認定 (注) 活用における義務履行の検証
- (8) 鉱業ロイヤルティー
- (9) 会社再編、分離・統合の税務上の効果
- (10) 企業再編に関連する株主およびパートナーの監視
- (11) 税務上の損失
- (12) 低税率国を活用した租税回避
- (13) 債務返済に向けた融資や債務の証券化、利益配当

(14) 外国への支払いと国際的な企業再編

(15) 信託の活用

(注)輸出向け製造・マキラドーラ・サービス産業プログラム(IMMEX)などを活用した一時輸入において、IVA や IEPS を保税にするために必要な SAT の企業認定制度。過去 1 年で一時輸入した財の 60%を再輸出あるいはバーチャル輸出する義務など、認定企業には様々な義務が存在する。

以 上